

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議及び事前協議の変更の手続における協議担当課への図書の作成及び配布に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）第6条に規定する開発行為の事前協議及び第9条に規定する事前協議の変更の手続に関し、事務処理の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協議担当課が必要とする図書)

第2条 我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号。以下「規則」という。）第6条第3項に規定する協議を要する協議担当課が必要とする図書は、別表に掲げるとおりとする。

(事前協議の申請図書又は事前協議の変更の申請図書の配布)

第3条 市街地整備課長は、開発行為を行おうとする者から規則第6条第1項に規定する我孫子市開発行為事前協議申請書及び同条第2項に規定する図書が提出されたときは、速やかに協議担当課に対し、回答期限を定めた依頼文書（様式第1号）及び回答文書（様式第2号）を添えて配布しなければならない。

2 市街地整備課長は、開発事業者から規則第10条第1項に規定する我孫子市開発行為事前協議変更申請書及び同条第2項に規定する図書が提出されたときは、速やかに協議担当課に対し、回答期限を定めた依頼文書（様式第3号）及び回答文書（様式第4号）を添えて配布しなければならない。

3 前2項による回答期限は、原則として7日以内とする。ただし、条例第6条第3項に規定する規則で定める開発行為の回答期限については、当該我孫子市開発行為検討会を終了した日から原則として7日以内とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月8日から施行する。

様式第1号

都整第〇〇号
〇〇〇年〇月〇日

課長あて

市街地整備課長

我孫子市開発行為等に関する条例に基づく事前協議について（依頼）

次の者から〇〇〇年〇月〇日付けで別添のとおり事前協議の申請がありましたので、事前協議申請図書の内容について検討し、様式第2号により原則として7日以内（条例第6条第3項に規定する規則で定める開発行為については、当該我孫子市開発行為検討会を開催した日から原則として7日以内）に回答くださるよう依頼します。

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 開発行為を行おうとする者 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 開発行為を行おうとする土地の所在 | 我孫子市〇〇〇〇 |
| 3 | 開発行為を行おうとする土地の面積 | 〇〇〇〇㎡ |
| 4 | 予定建築物 | 〇〇〇〇 |
| 5 | 代理人（担当者）連絡先 | 〇〇〇〇 Tel |

様式第2号

事務連絡

〇〇〇年〇月〇日

市街地整備課長あて

課長

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議について（回答）

開発行為を行おうとする者 〇〇〇〇

開発行為を行おうとする土地の所在 我孫子市〇〇〇〇

〇〇〇年〇月〇日付け都整第〇号で依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

- 1 当該計画のとおり開発行為の施行に同意します。
- 2 当該計画については、次の事項について注意するよう指導をお願いします。
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 当該計画については、次の事項について調整する必要があります。
 - ・
 - ・
 - ・

様式第3号

都整第〇〇号
〇〇〇年〇月〇日

課長あて

市街地整備課長

我孫子市開発行為等に関する条例に基づく事前協議の変更について（依頼）

次の者から〇〇〇年〇月〇日付けで別添のとおり事前協議の変更の申請がありましたので、事前協議の変更の申請図書の内容について検討し、様式第4号により原則として7日以内に回答くださるよう依頼します。

- | | | |
|---|--------------|----------|
| 1 | 開発事業者 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 開発行為をする土地の所在 | 我孫子市〇〇〇〇 |
| 3 | 開発行為をする土地の面積 | 〇〇〇〇㎡ |
| 4 | 予定建築物 | 〇〇〇〇 |
| 5 | 代理者（担当者）連絡先 | 〇〇〇〇 TEL |

様式第4号

事務連絡
〇〇〇年〇月〇日

市街地整備課長あて

担当課長

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議の変更の申請について(回答)

開発事業者 〇〇〇〇
開発行為をする土地の所在 我孫子市〇〇〇〇

〇〇〇年〇月〇日付け都整第〇号で依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

- 1 当該計画のとおり開発行為の施行に同意します。
- 2 当該計画については、次の事項について注意するよう指導をお願いします。
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 当該計画については、次の事項について調整する必要があります。
 - ・
 - ・
 - ・

